**第四十一条**　市町村整備計画交付金は、別にこども家庭庁長官が定める交付方法に従い、予算の範囲内で交付する。

**第四十八条**　法第五十七条の三の四第一項の内閣府令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下この条において「質問等事務」という。）については、次のとおりとする。

一～四　（略）

**第四十八条の二**　令第四十四条の八第二項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

②　令第四十四条の八第二項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三　（略）

**第四十九条**　（略）

②　法第五十九条の五第二項の規定により内閣総理大臣に適用があるものとされた法第五十九条第一項に規定する証票は、第十五号様式による。

**第四十九条の二**　法第五十九条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。

一～三　（略）

**第四十九条の三**　法第五十九条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十一　（略）

**第四十九条の四**　法第五十九条の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに前条第十一号に掲げる事項とする。

**第四十九条の五**　法第五十九条の二の二第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十三　（略）

**第四十九条の六**　法第五十九条の二の四第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～六　（略）

**第四十九条の八**　法第五十九条の八第三項及び令第四十七条第一項の規定により、法第五十九条の五第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

**第五十条**　町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この命令の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

**第四十一条**　市町村整備計画交付金は、別に厚生労働大臣が定める交付方法に従い、予算の範囲内で交付する。

**第四十八条**　法第五十七条の三の四第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下この条において「質問等事務」という。）については、次のとおりとする。

一～四　（略）

**第四十八条の二**　令第四十四条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

②　令第四十四条の八第二項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一～三　（略）

**第四十九条**　（略）

②　法第五十九条の五第二項の規定により厚生労働大臣に適用があるものとされた法第五十九条第一項に規定する証票は、第十五号様式による。

**第四十九条の二**　法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。

一～三　（略）

**第四十九条の三**　法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十一　（略）

**第四十九条の四**　法第五十九条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに前条第十一号に掲げる事項とする。

**第四十九条の五**　法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十三　（略）

**第四十九条の六**　法第五十九条の二の四第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～六　（略）

**第四十九条の八**　法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第二十一条の三第三項に規定する権限

二　法第二十一条の五の二十七第一項及び第四項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）に規定する権限

三　法第二十一条の五の二十八（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）に規定する権限

四　法第二十四条の三十九第一項及び第四項に規定する権限

五　法第二十四条の四十に規定する権限

六　法第五十九条の五第一項に規定する権限

**第五十条**　町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この省令の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。